筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例

令和５年７月 28 日
条例第８号

筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例（平成４年条例第９号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、圏域住民の福祉の増進に寄与するため、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第２条第７項に規定する火葬場の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑

位置　茨城県筑西市下川島 655 番地１

２　前項の筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑（以下「きぬ聖苑」という。）に次表左欄に掲げる施設を設置し、それぞれ同表右欄に定める目的に使用する。

施設名		使用目的
斎場	式場	葬儀、告別式
	通夜室	通夜
	霊安室	一時的な遺体の安置
待合室		火葬場及び斎場使用者の控室

（業務）

第３条　きぬ聖苑は、次に掲げる業務を行う。

(1)　火葬に関すること。

(2)　火葬、通夜及び葬儀等に係る施設の使用に関すること。

(3)　上記に掲げるもののほか、きぬ聖苑の管理運営上、筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めること。

（職員）

第４条　きぬ聖苑に場長その他必要な職員を置くことができる。

（使用時間等）

第５条　きぬ聖苑における使用時間及び休苑日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　使用時間　午前９時から午後５時まで、ただし、通夜を行う場合はその限りでない。

(2)　休苑日　１月１日から１月３日まで、８月 15 日、16 日及び友引の日

２　前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、使用時間及び休苑を変更することができる。

（使用許可）

第６条　きぬ聖苑を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請してその許可を受けなければならない。

（使用料）

第７条　前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、特別の理由があると認めるときは当該使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第８条　既納の使用料は、返還しない。ただし、管理者において特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外使用の禁止）

第９条　使用者は、第６条の許可を受けた目的以外にきぬ聖苑を使用してはならない。

（使用許可の取消し等）

第 10 条　管理者は、きぬ聖苑の使用が次の各号の一に該当するときは、当該使用許可を取消し、又は使用を制限することができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　きぬ聖苑の施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　きぬ聖苑の管理上支障があると認めるとき。

（特別の整備）

第 11 条　使用者は、きぬ聖苑の使用に際し特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、管理者において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 12 条　使用者は、きぬ聖苑の使用に当たり施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに係員に報告するとともに、現状に回復し、又は管理者の認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（営利行為の禁止）

第 13 条　きぬ聖苑及びその敷地内においては、物品の販売、勧誘その他の営利行為をしてはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第 14 条　管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、きぬ聖苑の管理を法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　前項の規定により、きぬ聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続については、筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 24 年筑西広域市町村圏事務組合条例第４号）の規定によるものとする。

３　第１項の規定により、きぬ聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第３条、第５条、第６条、第 10 条、第 11 条の規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第 15 条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　第３条各号に掲げるきぬ聖苑に関する業務

(2)　きぬ聖苑内の施設の使用許可に関する業務

(3)　きぬ聖苑の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務

(4)　前各号に掲げるもののほか、きぬ聖苑の管理に関する業務のうち、管理者又はきぬ聖苑のみの権限に属する事務を除く業務

（指定の期間）

第 16 条　指定管理者がきぬ聖苑の管理を行う期間は、５年とする。

２　管理者は必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

（委任）

第 17 条　この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で別に定める。

附　則（令和５年７月 28 日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

別表（第７条関係）

きぬ聖苑使用料

使用区分				圏域住民	左記以外の者
火葬場	火葬（1 体につき）	12 歳以上の者		円 5,000	円 50,000
		12 歳未満の者		3,000	30,000
		死胎児		2,000	30,000
		改葬遺体	死後 10 年未満	2,000	30,000
			死後 10 年以上	500	10,000
	焼却（1 包 30 ㎏以内につき）	身体の一部		2,000	30,000
		産じょく汚物の類		2,000	20,000
斎　場	式場	３時間まで		25,000	100,000
		超過１時間につき		7,000	30,000
	通夜室	３時間まで		3,000	20,000
		超過１時間につき		1,500	5,000
	霊安室（1 棺あたり）	２４時間まで		4,000	25,000
		超過１時間につき		500	2,000
待合室	1 室使用	２時間まで		5,000	10,000
		超過１時間につき		1,000	5,000
	追加使用 1 室につき	２時間まで		4,000	10,000
		超過１時間につき		1,000	5,000

備考　１　圏域住民とは、死亡者又は申請者（葬儀を執行する者）が筑西広域市町村圏事務組合規約（昭和 51 年県地指令第 665 号）第２条に規定する市の住民票に記載され、当該市長が認めた者をいう。

２　斎場及び待合室の使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

３　斎場及び待合室の超過時間が１時間に満たない場合の時間は、１時間とする。